

○「登園許可証」が必要な感染症

疾患		出席停止基準	登園許可証
第一種	【12種】:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄膜炎、痘瘡 南米出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候、ペスト	治癒するまで	『要発行』
第二種	1. インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日 (幼児にあっては、三日)を経過するまで	『要発行』
	2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで	『要発行』
	3. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで	『要発行』
	4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	『要発行』
	5. 風しん	発疹が消失するまで	『要発行』
	6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	『要発行』
	7. アデノウイルス感染症 (咽頭結膜熱など)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	『要発行』
	8. 結核	感染のおそれがないと認めるまで	『要発行』
	9. 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	『要発行』
		※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと 認めた時は、この限りではない。	
第三種	10. 腸管出血性大腸菌感染症	治癒するまで	『要発行』
	11. 流行性角結膜炎	急性症状消退まで・プール不可	『要発行』
	12. 急性出血性結膜炎	急性主要症状消退まで・プール不可	『要発行』
	13. コレラ	治癒するまで	『要発行』
	14. 細菌性赤痢	治癒するまで	『要発行』
	15. 腸チフス	治癒するまで	『要発行』
	16. パラチフス	治癒するまで	『要発行』
		※ただし、学校医その他の医師において適当と認める予防措置をしたとき、 または症状により感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
その他	17. 溶連菌感染症	急性症状が消退するまで	『要発行』
	18. ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで	『要発行』
	19. ヘルパンギーナ	主要症状が消退するまで	『要発行』
	20. マイコプラズマ感染症	解熱し強い咳が消退するまで	『要発行』
	21. 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐・下痢等の症状が消退し、普段の食事がとれること	『医師の判断』
	22. 伝染性紅斑(りんご病)	感染予防のための出席停止は不要	『医師の判断』
	23. 手足口病	感染予防のための出席停止は不要	『医師の判断』
	24. とびひ(伝染性膿痂疹)	数個程度の場合は出席可、それ以上は不可	『医師の判断』
	25. その他の感染症	疾病により、医師・高槻市行政、又は、ずし保育園で判断	

○「登園届」が必要な感染症

疾 病	出席停止基準(登園の目安)
手足口病	感染予防のための出席停止は不要 ※但し、普段の食事がとれる
伝染性紅斑(りんご病)	感染予防のための出席停止は不要 ※但し、全身状態が良いこと

突発性発疹	感染予防のための出席停止は不要 ※但し、解熱し全身状態が良いこと
感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症;ロタ・ノロウイルス)	嘔吐・下痢の症状が消退するまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状がなくなり、全身状態が良いこと
とびひ(伝染性膿痂疹)	数個程度の場合は出席可、それ以上は不可
帯状疱疹	全ての発疹が皮下するまで
ヒトメタニューモウイルス	症状が回復した後
水いぼ(伝染性軟属腫)	合併症がなければ登園可能※但し、化膿したり、かゆみ強い時は治療を受

○「登園許可証」「登園届」を必要としないが、治療、ケアをお願いする症状

症 状	治療・ケアのお願い目安
アタマジラミ	駆除用のシャンプーやクシで除去をお願いします。